

# 居宅介護支援事業運営規程

## (事業の目的)

第1条 南筑後農業協同組合が開設する指定居宅介護支援事業所JAみなみ筑後ケアプランサービス(以下「事業所」という。)が行なう指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要支援状態又は要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護サービス計画等を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 組合員とその家族および地域住民が要支援又は要介護状態になった場合、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、適切なサービスを総合的かつ効果的に提供できるように配慮する。

② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公平・中立に行う。

③ 地域福祉の向上の為、市町村・在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療機関と密接に連携をとる。

## (事業者の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 JAみなみ筑後ケアプランサービス
- 2 所在地 福岡県みやま市高田町原1080-1  
JAみなみ筑後デイサービスセンター 「あぐりの郷」

## (職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者(主任介護支援専門員) 1名  
管理者は、職員及び利用の申込に係る調整など、業務の管理を一元的に行うとともに、本規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- 2 介護支援専門員 事業規模に応じて適切な人数の介護支援専門員を置く。  
介護支援専門員は介護サービス計画の作成・変更を行う。要介護認定調査を行政より受託して、実施する場合は、市町村の規程により実施する。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日～金曜日(但し、祝祭日、年末年始を除く)
- 2 営業時間 8時30分～17時まで

## (利用料・その他の費用の額)

第6条 居宅介護サービス計画費については、厚生大臣が定める基準によるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、①みやま市・大牟田市の区域とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第8条 介護支援事業については、医療サービスとの連携に十分配慮し、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者が理解しやすいように説明を行った後、サービスを実施し、その後はサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

1 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問して、利用者及びその家族に面接して、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握する。

2 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並び利用者について把握された課題に基づき、地域サービスが提供される体制を提案して、提供されるサービスの目標及び達成時間・留意点等を盛り込んだ介護サービス計画の原案を作成する。なお、介護サービス計画の作成にあたっては、介護給付対象サービス以外にも、市町村の保健医療サービスや、地域のボランティアサービス等の利用も含めて、位置づけるように努める。

3 介護支援専門員は介護サービス計画原案に位置づけたサービス担当者から介護の招集・照会等により、当該介護サービス計画の原案の内容について専門的な見地から意見を求める。

4 介護支援専門員は介護サービス計画の原案について、位置づけられたサービスを保険給付の対象になるか否かを区分したうえで、その種類・内容・利用料等について、利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。

5 介護支援専門員は介護サービス計画作成後も利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者の課題を把握し、必要に応じて介護サービス計画の変更等を行う。

6 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族及び行政等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。また、事故の状況及び事故に際して対応した処置について記録を行うものとする。

(非常災害等対策)

第9条 指定居宅介護支援の提供に当たる者は、非常災害等に備え、執るべき措置について「自然災害・感染症に関する業務継続計画」を策定し、利用者の生命や生活を守り、また、職員の安全を確保するよう努めるとともに、周知を図るために定期的に訓練や研修等を実施するものとする。

(個人情報保護)

第10条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努

めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者、家族又はその代理人の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための指針を設けて、事案が発生した場合の対応方法等を示したマニュアルを策定する。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (3) 委員会の委員長を責任者とし、施設の虐待防止にかかる措置を適切に実施する。
- (4) 虐待を防止するための定期的な研修を行う。
- (5) サービス提供中に従事者等により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 12 条 介護支援専門員等の資質向上の為に研修を行う。

- 2 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者、及び、その家族の秘密を漏らしてはならない。又、退職した後も秘密を漏らしてはならない。またサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書による同意を得る。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、南筑後農業協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情処理)

第 13 条 事業所は、指定居宅介護支援の提供にかかる利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講ずるものとする。

(改 廃)

第 14 条 この規程の改廃は理事会の議決を経て行う。

## 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程の変更は、平成16年6月28日に改正し、平成16年6月28日から施行する。

この規程の変更は、平成19年6月1日に改正し、平成19年6月1日から施行する。

この規程の変更は、平成20年6月1日に改正し、平成20年6月1日から施行する。

この規程の変更は、平成30年4月1日に改正し、平成30年4月1日から施行する。

この規程の変更は、令和6年2月26日に改正し、令和6年4月1日から施行する。